

通年施工化関連技術指針集

7. 土木工事用わく組足場安全施工
マニュアル（案）

平成8年3月

建設省北陸地方建設局

目 次

第 1 章	総 則	
第 1 節	目的	1
第 2 節	適用範囲	1
第 3 節	適用法令	2
第 2 章	わく組足場の仕様	
第 1 節	わく組足場の定義	4
第 2 節	わく組足場の構成	5
第 3 節	主構造の規格と設計	18
第 3 章	わく組足場の選定	
第 1 節	わく組足場の種類と特徴	29
第 2 節	わく組足場の選定	34
第 4 章	わく組足場の施工・管理	
第 1 節	手すりわく式足場	37
第 2 節	ユニット式足場	49
第 3 節	親綱利用式足場	59
第 4 節	足場コーナーの施工	66
第 5 節	施工前後の点検	67
第 6 節	現場での保管・管理	69
第 5 章	安全管理	
第 1 節	足場および通路等からの墜落防止措置	71
第 2 節	飛来落下の防止措置	72
第 3 節	わく組足場の日常点検及び異常気象時の点検	73
第 6 章	監督官庁への届出	
第 1 節	監督官庁への届出	75

参考資料

- 1 関係法令抜粋
- 2 監督官庁への届出書類記載事例
- 3 わく組足場の設計事例
- 4 わく組足場の各種安全点検
- 5 足場に関わる事故事例

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

土木工用わく組足場安全施工マニュアル（案）（以後、本マニュアル（案）と言う）は、土木工事仮設工に使用するわく組足場について組立・解体および点検・管理等の適正な運用方法を示すことにより、土木工事の安全に資することを目的とする。

建設工事における労働災害は、次第に減少傾向を辿っているものの、全産業の労働災害のなかに占める割合は、平成 7 年の死傷災害で 28%、死亡災害で 43% を占め、依然高い水準にある。建設就業人口の割合が全産業の 10% であることを考えれば如何に高率であるかがわかる。

なかでも、墜落災害が多く建設労働災害の約 40% を占めている。これをゼロにすることができれば、建設労働災害は半減するといわれている。

しかも近年は、労働力不足等に対する対策から工事施工の平準化がすすみ、北陸地方でも冬期施工が増える傾向にあり、施工環境の低下にともなう建設労働災害がますます懸念される。

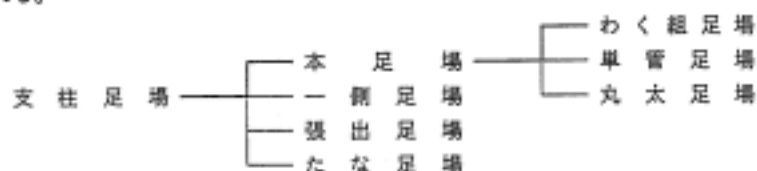
本マニュアル（案）は、安全施工に適したわく組足場の選定から組立・解体等の運用方法を示すことによって、土木工事の安全に資することを目的に既存の「土木工事仮設マニュアル（S 6 0 年 7 月発行）」第 5 章支柱足場の内、わく組足場について改定するものである。

第 2 節 適用範囲

本マニュアル（案）は、支柱足場の本足場である「わく組足場」に適用する。

土木工事で使用される支柱足場は各種存在するが、足場の各層、各スパンを金属性の部材で組立てる一般的な「わく組足場」に限定して適用するものとした。ただし、足場を兼用足場等として使用する際は、第 2 章 第 3 節主構造の規格と設計に述べる事項に留意しなければならない。

なお、支柱足場は、使用材料、支持方法、形状等により次のように分類される。



第3節 適用法令

足場を設置するにあたり以下の関係法令等に留意する。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 労働安全衛生法施行令
- (3) 労働安全衛生規則
- (4) 労働省告示第103号

(1) 作業床の設置にあたって事業者の講ずべき措置

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）及び労働安全衛生規則第518条（作業床の設置等）により、「事業主は、高さ2m以上の箇所で行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは足場を組立等の方法により作業床を設けなければならない。」

(2) 足場設置計画

労働安全衛生法第88条（計画の届出等）第5項、労働安全衛生規則第92条の2及び3（計画の作成に参画する者の資格）により、「一定規模以上の足場に係る工事について、一定の資格を有す者を計画作成に参画させなければならない。」

(3) 作業主任者の選任と職務

労働安全衛生法施行令第6条（作業主任者を選任すべき作業）より、下記のものを選任を必要とする。

- ・張出し足場は、たとえば躯体から張出し材を出しその上に組む足場等。
- ・わく組足場、単管足場、丸太足場、一側足場等の足場であって、高さが5m以上の構造のもの。

労働安全衛生法第14条（作業主任者）および労働安全衛生規則第16条（作業主任者の選任）により、「作業主任に選任されうる者は、都道府県労働基準局長または、都道府県労働基準局長の指定する者が行う足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者でなければならない。」

労働安全衛生規則第566条（足場の組立て等作業主任者の職務）により「事業者は足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。」

- ・材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。（解体作業時には適用しない）
- ・器具工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- ・作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- ・安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(4) 足場設置に伴う監督官庁への届出

労働安全衛生法第88条（計画の届出等）第2項の規定により、「建設工事現場等に設置される足場で、規則で定められているものについては、足場設置時に届出をしなければならない。」

労働安全衛生規則第88条及び第89条（計画の届出をすべき機械等）により、届出を必要とする足場は次のとおりである。

1) つり足場、張出し足場等の足場であって、組立から解体までの期間が60日以上のもの。

2) わく組足場、単管足場、丸太足場、一側足場等の足場であって、組立から解体までの期間が60日以上、かつ、高さが10m以上のもの。

労働安全衛生規則第86条（計画の届出等）により、「足場の設置箇所、種類および用途、構造、材質ならびに主要寸法等を記載した届書（様式第20号表1および2）に、組立図および配置図を添え、足場設置工事の開始の日の30日前までに所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない。」

(5) その他足場に関する主たる規則は次のとおりである。

- ・ 労働安全衛生規則第559条、第560条 材料等
- ・ 同 第561条 足場の構造
- ・ 同 第562条 作業床の最大積載荷重
- ・ 同 第563条 作業床の設置
- ・ 同 第564条 足場の組立て等の作業
- ・ 同 第567条 足場の点検、補修等
- ・ 同 第570条 鋼管足場の構成
- ・ 同 第571条 単管足場・わく組足場
- ・ 同 第572条 鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場
- ・ 同 第573条 鋼管の強度の識別

(6) 関連図書

- ・ 土木工事安全施工技術指針 （建設省大臣官房技術調査室 監修）
（平成5年5月改定）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
（平成5年1月12日付 建設省計経発第1号）